

那須塩原市ふるさと寄附管理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会設置

要領

(設置)

第1条 那須塩原市ふるさと寄附管理等業務委託（以下「本業務」という。）

について、公募型プロポーザル方式による契約候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、那須塩原市ふるさと寄附管理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画提案内容の評価
- (2) 契約候補者の選定
- (3) その他必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、企画部長、企画政策課長、那須塩原駅周辺整備室長、農務畜産課長、商工観光課長をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ企画部長、企画政策課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議事を進行する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、緊急等やむを得ない事情により会議を開催することができないときは、書類の回議をもって委員会の会議に代えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、本業務に係る契約の日をもって廃止する。